

令和6年第13回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年11月14日(木)
開会 15時30分 閉会 17時20分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 山口 清一郎 委 員 藤崎 郁
委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 安部 洋子
教育総務課学校施設管理係総括主幹 塩月 禎典
教育総務課学校施設管理係総括主幹 村井 利久
学校教育課長 柳井 慎也
学校教育課学校指導係総括主幹 吉田 康彦
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 戸高 直人
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 神田 弘子 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 5件
- 7 その他 1件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 第13回教育委員会会議を開会するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、平井委員が欠席です。

教育長 それでは、ただいまから令和6年第13回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、廣田委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員のうちから多田が行います。

教育長の報告

なし

会期の決定

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、17時を予定しています。

教育長 はじめに、会議は原則として公開することとなっていますが、会議を公開しないことについてお諮りいたします。議案第44号は人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。議案第44号は公開しないということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第44号は、非公開とします。

教育長 本日の議事等進行は、初めに公開による議事、議案第43号、報告第1号及びその他(報告事項等)を先に行い、次に非公開による議事、議案第44号を行います。

議 事

【議 案】

議案第43号 令和6年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和6年度佐伯市一般会計補正予算(第5号)
- ・佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置に関する条例の一部改正について
- ・佐伯市都市計画税条例等の一部改正について
- ・損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

議案第44号 県費負担教職員の非違行為に係る処分について

議案第43号 令和6年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは議事に入ります。議案第43号令和6年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見についてを議題とします。初めに令和6年度佐伯市一般会計補正予算(第5号)について、安部教育総務課長が説明いたします。

教総課長 議案第43号令和6年第5回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、御説明いたします。この議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を求めるものです。

それではまず、令和6年度佐伯市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、一般会計において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,175万4,000円を追加しています。このうち、歳出の教育費につきましては、2,000万1,000円を増額補正しています。

それでは、各課における主な補正内容について御説明いたします。まず、教育総務課からです。

資料の16ページ、17ページをお開きください。このページは歳入にかかるものです。（款）14国庫支出金、（項）2国庫補助金の表に9教育費国庫補助金があり、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金の受入れとして、471万円を増額計上しています。この補助金は、令和4年12月から開始された国の補助事業であり、GIGAスクール運営支援センター整備事業としまして、ICT運用支援やネットワーク点検、応急対応としてヘルプデスクの運営やサポート対応などを行うための体制整備に要する委託料などの経費に対して補助するものであり、補助率は3分の1で416万円となっています。本市におきましても、学校ネットワークの保守管理業務を委託しており、この業務に対して国の補助金が交付されるため、計上しています。また、現状のネットワークを分析診断することで、ネットワーク環境の現状を把握し、問題点や改善策を提示することにより、最適な通信ネットワーク環境の実現を目的とするネットワークアセスメントの作成業務に対するネットワークアセスメント実施促進事業の受入れの額、補助率3分の1、55万円を合わせて計上し、国からの補助金額471万円を予算計上するものです。

次に、歳出に係るものでありますが、学校一般管理事業について、前回の教育委員会で廃止が承認された離島にある大入島小学校・中学校、大島小学校・中学校、蒲江翔南小学校深島分校、深島中学校に記念碑を設置するための委託料198万5,000円を増額計上しています。また、この学校一般管理事業に歳入で説明をしました国庫支出金471万円を充当しています。

その他につきましては、小学校一般管理費、中学校一般管理費において、高圧電力の単価契約額が増額になったことに伴う、電気料増額分をそれぞれ189万円、26万9,000円増額計上しています。

以上で教育総務課分の説明を終わります。

社教課長 引き続き社会教育課分について、説明いたします。

社会教育施設管理事業—宇目農村環境改善センター管理運営費、こちらにつきまして、需用費23万1,000円を増額しております。理由につきましては、先ほど教育総務課長の方から説明があったとおり、電気代の高騰分ということでございます。

続きまして、地区公民館管理事業—地区公民館管理費で、需用費を166万5,000円増額しております。増額理由につきましては、先ほどと同様に電気代の高騰分ということでございます。以上です。

体保課長 18、19ページを御覧ください。寄附金でございます。スポーツ振興指定寄附金13

万円となっております。内訳としましては、ぶんご銘醸株式会社様より 10 万円、個人から 3 万円、スポーツをする子どもたちのためにということで、寄附をいただいております。

続きまして、保健体育総務費です。保健体育一般管理費、報酬を 62 万円、旅費を 6 万 2,000 円。この内訳につきましては、佐伯市スポーツ推進委員の報酬の不足分という形で計上させてもらっております。

続きまして、学校給食費、需用費、1,327 万 9,000 円。内訳としましては、電力料金的大幅な値上げ及び各センターで使用する消耗品の購入費として 1,000 万円、調理場施設及び厨房機器修繕料として 327 万 9,000 円を追加計上しております。

最後に債務負担行為の補正になります。米水津温水プール監視業務委託で 887 万 6,000 円。学校給食センター自家用電気工作物保安管理業務委託で 139 万 4,000 円。学校給食センター警備業務委託で 118 万 8,000 円を債務負担行為として計上しております。以上です。

教総課長 以上で令和 6 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

教育長 債務負担行為を説明してくれませんか。

体保課長 例えば、先ほど述べました米水津温水プールの監視業務委託につきましては、4 月 1 日から早速、監視業務が始まります。4 月 1 日から契約準備を始めますと、4 月に空白の契約していない期間が発生しますので、今年度中にその準備を進めて、4 月 1 日から契約ができるような形で進めるための手順になります。

教育長 それでは審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はよろしくお願ひします。

山口委員 学校給食一般管理費の需用費では電気料がかなり上がっていますが、私たち企業も電力を使っているのですが、給食関係の電気料はこんなに上がっているのですか。私らから見ると、そこまで電気料が上がっているようにはないのですが、こんなに上がっているってことですか。

教総課長 電気料の高圧電力の部分につきましては、市役所の関係する課を全て財政課の方で一括して入札を行い、単価契約をしていました。今回、単価を見直す時期にありまして、その入札を実行しようと考えていたところなんですが、電力の県下の状況を見たところ、どこも電気代が高騰していて、入札に参加する業者がないという自治体がほとんどでありました。当市においても、入札をしても応札する業者が見込めないことから、割引料金が適用されずに、上がったというよりも、入札をして安かった部分が、通常の金額になったというようなイメージになります。

山口委員 いわゆる新電力会社と契約を結んでいて、それが結局適用できなくなったという

意味合いですか。

教総課長 はい。そのとおりです。

体保課長 学校給食費の需用費 1,327 万 9,000 円ですけども、内訳としましては電気料金が約 580 万円となっていて、その他消耗品の購入が 420 万円という形で計画しております。

教育長 ほかにございますか。

山口委員 教科書の採択の審議会があったときに、採択する 1 つの評価のポイントが二次元バーコードを読んでそれがタブレット上で再現できるという話の中で、市内の小・中学校では音楽室だとか技術家庭室には結局 W i - F i が入っていないので、なかなかそれをタブレットから読んで活用できないという話がありました。要は、教科書を採択する 1 つの前提が、音楽だとか技術、家庭科もそうかもしれないですけど、バーコードを読んで、W i - F i 環境を使って、タブレットからそれを学ぶという状況であることから、そういった I C T に対しての環境整備、そういうものを踏まえて考えていただけたらいいかなと思います。

教育長 特別教室の W i - F i 環境の状況、計画等、今説明できるものあればお願いします。

教総課長 W i - F i のアクセス環境、アクセスポイントについては、体育館や特別教室には実際、設置されていないところがあります。普通教室については、全てアクセスポイントがついておりまして、対応は可能にはなっているのですが、この部分に関しては、国の補助金で大規模改造ということで、一応補助金の事業はあるのはあるのですが、ポケット W i - F i の方を配置するという手もありまして、小さな学校はそれで対応しているという現状もあります。学校からの要望もありますので、こちらの方としても特別教室のアクセスポイント増設については、考えていきたいと思っております。

教育長 御意見ありがとうございました。学校からも要望が上がっていますので、何とかしなければならないと思うのですが、エアコンなど急ぐものもありまして、なかなか難しい状況もありますが、頑張っていきたいと思っております。
ほかによろしいですか。

教育長 それでは次に、佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置に関する条例の一部改正についてを安部教育総務課長から説明いたします。

教総課長 佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置に関する条例の一

部改正について、御説明いたします。この議案は、先月、10月の教育委員会において令和7年度から大入島小学校及び大島小学校を佐伯東小学校に、蒲江翔南小学校深島分校を蒲江翔南小学校に、大入島中学校及び大島中学校を鶴谷中学校に、深島中学校を蒲江翔南中学校に統合することに伴い、大入島小学校、大島小学校及び蒲江翔南小学校深島分校並びに大入島中学校、大島中学校及び深島中学校を廃止することを決定したことを受け、佐伯市立小学校の設置条例である佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置条例である佐伯市立中学校の設置に関する条例を一部改正する必要があることから、佐伯市議会に提出しようとするものであります。

条例改正の内容につきましては、別表に佐伯市が設置しています佐伯市立小学校の名称と位置が規定されていますが、この別表から今回廃止する大入島小学校、大島小学校及び蒲江翔南小学校深島分校の名称及び位置を削除すること、次に8ページの別表に佐伯市が設置しています佐伯市立中学校の名称と位置が規定されていますが、この別表から大入島中学校、大島中学校及び深島中学校の名称及び位置を削除することが条例改正の内容となっています。

また、離島の各小・中学校を廃止することに伴い、関係する条例を改正する必要がありますので、御説明した条例のほか2つの条例についても併せて改正を行っています。一つ目は、議案の中の附則第2項において、佐伯市学校給食センター条例の改正を行います。その内容につきましては、現在、大入島小学校及び大入島中学校は佐伯市大入島学校給食センターの対象校として、同センターにおいて学校給食の調理等を行うこととなっていますが、大入島小学校及び大入島中学校を廃止することに伴い、佐伯市大入島学校給食センターの名称、位置、対象校を削除する必要がありますことから、条例を改正しようとするものであります。二つ目は、議案の中の附則第3項において、佐伯市立学校施設の開放に関する条例の改正を行います。その内容につきましては、20ページの別表は利用の許可を受けて、学校施設を利用する際の使用料を規定したものですが、離島の小・中学校を廃止することに伴い、この別表から、大入島小学校及び大島小学校並びに大入島中学校及び大島中学校を削除する必要があるため、条例を改正しようとするものであります。

以上で佐伯市立小学校の設置に関する条例及び佐伯市立中学校の設置に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明をした議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしく願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。
それでは次に佐伯市都市計画税条例等の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは佐伯市都市計画税条例等の一部改正について、説明させていただきます。この議案につきましては、住所表示変更事業の実施による字の区域及び名称の変更

に伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものであります。

条例改正の内容の説明の前に、その字の区域及び名称の変更について説明をさせていただきます。本市において、本市の区域内で住所の表示が佐伯市〇〇番地となっています女島区、女島団地区、新女島区、上灘区及び東灘区について、住所表示変更事業を実施することに伴い、それぞれの字の区域及び名称を変更することとしています。今日お配りしています別とじで右上に別図1と書いた地図をご覧ください。この図面、地図は、現在の字の区域及び名称となっています。これを住所表示変更事業の実施に伴い、別図2に示す町の区域及び名称に変更しようとするものであります。3ページ、4ページにつきましては、上灘区、東灘区の変更について示した地図となっています。

この字の区域及び名称の変更に伴い、条例において定める公の施設の位置等の表示を変更する必要がありますので、その変更後の表示に改めようとするものが、この条例改正の議案となっています。

教育委員会におきましては、佐伯市剣崎学校給食センターの位置を佐伯市 6683番地4から佐伯市新女島一丁目 6683番地4に、佐伯市民武道館の位置を表記のように、佐伯市番匠体育館の位置を表記のように改正するものとなっています。

住所表示の変更日が令和7年9月16日となっていますので、条例改正の施行期日につきましても、同日の令和7年9月16日となっています。

以上で佐伯市都市計画税条例等の一部改正についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見ある方はよろしくお願いたします。

山口委員 もともと剣崎は結局、番地のみにになりましたよね。それは根本的にどういう理由なのでしょうか。その字の剣崎をいれてもよかったはずなのに、なぜ番地だけになったのか。元々の根本はどういった理由ですか。

事務局 大変申し訳ありません。昔の経緯を私の方が把握していないのでこの場では回答はできませんが、確認して、改めて御連絡ということでもよろしいでしょうか。

教育長 ほかにございますか。

それでは次に損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について安部教育総務課長から説明いたします。

教総課長 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について説明をさせていただきます。この議案は、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和6年11月5日付けで、次のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

専決処分書について説明します。次のとおり損害賠償事件について和解し、損害賠償の額を決定する。

事件名、佐伯市城南町 17 番 1 号の佐伯市立佐伯城南中学校敷地内で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件。

和解及び損害賠償の相手方については、2に記載のとおりです。

事件の概要は、令和6年10月9日午後2時40分頃、佐伯市城南町17番1号の佐伯市立佐伯城南中学校敷地内において、同校の生徒が戸締まりのため校舎の3階の窓を閉めようとしたところ、当該窓がサッシ枠から外れて落下し、当該敷地内に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側フロントドア、ドアミラー等を損傷しました。

和解の内容は、本市は相手方に対し、5に記載する損害賠償金70万8,325円を支払う。相手方及び本市は、今後いかなる事情が発生しても、本件に関し裁判上、裁判外を問わず一切の異議申立て、請求を行わないことを誓約する。

以上御報告いたします。

教育長 それでは審議を行いたいと思います。御質問、御意見のある方はよろしくお願いたします。

教育長 よろしいですか。

それでは議案第43号について一括してお諮りいたします。議案第43号令和6年第5回佐伯市議会定例会に提出する議案については、先ほど山口委員からいただいたWi-Fiの要望、あるいは位置表示の質問等を含めて、異議なしということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第43号については異議なしとしたいと思います。

【報 告】

報告第1号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

報告第1号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 次に報告第1号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、安部教育総務課長から説明をいたします。

教総課長 報告第1号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について説明させていただきます。この報告は、佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し、次のとおり処分しましたので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものであります。

処分の内容につきましては、佐伯市教育委員会事務局職員に市長の事務部局への

出向を命ずるものであります。対象職員は、30 ページに記載をしています職員 1 名となります。

本来であれば、佐伯市教育委員会の事務局職員の人事異動につきましては、教育委員会の会議に議案を提出し、教育委員会の承認を得る必要がありますが、本件につきましては、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理し、処分を行ったものであります。この人事異動は、本年の 11 月 1 日付けで行ったものであります。これは 10 月に市長の事務部局において退職者があり、その担当課の事業につきまして早急に進めていかなければならなかったことから、緊急にその担当課に新たに職員を配置するために行ったものであります。社会教育課市史編さん係については、平成 30 年度から編さん作業を行っていた佐伯市誌が完成したこともあり、この人事異動により 1 名の減員となります。

以上で報告第 1 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動についての説明を終わります。

教育長 今課長が説明したとおり緊急であったということで、臨時で代理、つまり専決で処理をさせていただいたということでもあります。質問等ありますでしょうか。

教育長 よろしいですか。

報告第 1 号の承認についてお諮りいたします。報告第 1 号は、提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、報告第 1 号は提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・佐伯市学校施設長寿命化計画について
- ・佐伯市における小規模特認校制度の導入について
- ・文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について
- ・これからの佐伯図書館の在り方について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 それでは、先に非公開と決定しました議事、議案第 44 号を行います。関係者のみ出席とし、その他の課長、傍聴人は退室をお願いいたします。

議 事

議案第 44 号 県費負担教職員の非違行為に係る処分について

教育長 それでは、議案第 44 号県費負担教職員の非違行為に係る処分について、柳井学校教育課長が説明いたします。

＝非公開＝

＝資料を説明＝

＝原案のとおり承認＝

教育長 それでは、令和 6 年第 13 回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 17 時 20 分